



三重県公報

平成16年12月20日(月)

号外

目次

規則

○ 三重県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………(地方分権室) 1

○ 三重県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則……………(建築開発室) 2

人事委規則

○ 三重県人事委員会規則7-2(職員の給与の支給に関する規則)の一部を改正する規則……………(人事委員会) 4

○ 三重県人事委員会規則7-15(農林漁業改良普及手当に関する規則)の一部を改正する規則……………(同) 4

○ 三重県人事委員会規則7-30(職員の特地勤務手当等に関する規則)の一部を改正する規則……………(同) 4

○ 三重県人事委員会規則7-58(平成15年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則)を廃止する規則……………(同) 4

人事委規則 教育委

○ 公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則……………(人事委員会
教育委員会) 5

○ 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則……………(同) 5

○ 公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則……………(同) 5

○ 平成十五年十二月に支給する公立学校職員の期末手当の特例措置に関する規則を廃止する規則……………(同) 6

規則

三重県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十六年十二月二十日

三重県知事 野 田 昭 彦

三重県規則第七十九号

三重県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

三重県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則(平成十二年三重県規則第三十号)の一部を次のように改正する。

別表第十六号の項の次に次のように加える。

<p>十六の二 特例条例別表第二の十九の項イに規定する浄化槽法に基づく浄化槽の設置等の届出の受理に関する事務で別に規則で定めるもの</p>	<p>次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める事務 イ 地方財政法第六条に規定する公営企業として市町村が設置し、又は管理する浄化槽 浄化槽法第五条第一項の規定による浄化槽の設置等の届出の受理 ロ イの浄化槽以外の浄化槽 浄化槽法第五条第一項の規定による浄化槽の設置等の届出の受理及び知事への送付</p>
---	---

別表第十九号の項中「次に掲げる事務」の下に「(ただし、イからハまでについては、四日市市を除く。)」を加える。

附 則

この規則中別表に第十六号の二の項を加える改正規定は平成十七年一月一日から、別表第十九号の項の改正規定は同年二月七日から施行する。

三重県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十六年十二月二十日

三重県知事 野 呂 昭 彦

三重県規則第八十号

三重県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

三重県屋外広告物条例施行規則(昭和四十一年三重県規則第五十九号)の一部を次のように改正する。

第五条の次に次の一条を加える。

(残存耐用年数の算出)

第五条の二 条例第八条の三第一項ただし書に規定する広告物又は掲出物件の残存耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和四十年大蔵省令第十五号)の規定による耐用年数から、当該広告物の表示又は当該掲出物件の設置に関する工事を完了した日の翌日から条例第八条の二第五項又は第七項の規定による公告の日までの年数を控除することにより算出するものとする。

第十条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、一の地域又は場所が新たに条例第五条第一項第一号に規定する区域となつた際、当該地域又は場所において現に適法に表示されている広告物又は設置されている掲出物件(第七条に規定する基準に該当するものに限る。)については、別表の第三に定める許可基準のうち面積及び高さに係るものは適用しない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に規定する耐用年数を経過したものについては、この限りでない。

第十一条の次に次の三条を加える。

(保管広告物等の掲示場所)

第十一条の二 条例第十九条の二第三項の規則で定める場所は、保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所を所管する県民局建設部の掲示場とする。

(保管広告物等の売却の手続)

第十一条の三 条例第十九条の二第四項の規定による保管した広告物又は掲出物件の売却は、競争入札又はせり売りにより行わなければならない。ただし、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の二第一項各号に掲げる場合にあつては、随意契約により売却することができる。

(保管広告物等の返還の手続)

第十一条の四 知事は、保管した広告物又は掲出物件(条例第十九条の二第四項の規定により売却した代金を含む。)を当該広告物又は掲出物件の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によつてその者が当該広告物又は掲出物件の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、受領書(第十号様式の三)と引換えに返還するものとする。

別表中「の項」を「引換」に改める。

第十号様式の二の次に次の一様式を加える。

第10号様式の3 (第11条の4関係)

受 領 書

年 月 日

三重県知事 様

返還を受けた者

住 所

氏 名

印

次のとおり広告物又は掲出物件 (若しくは現金) の返還を受けました。

返還を受けた日		
返還を受けた場所		
返還を受けた 広告物等	名称又は種類	
	数 量	
	広 告 主	
	広 告 内 容	
(返還を受けた金額等)		

(規格 A 4)

監 印

116 縣 報 第 3 号 外 第 10 号 様 式

人 事 委 員 会 規 則

三重県人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和二十九年三重県条例第六十七号)の規定に基づき、三重県人事委員会規則七・二(職員の給与の支給に関する規則)の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十六年十二月二十日

三重県人事委員会委員長 渡 辺 八 尋

三重県人事委員会規則七・二(職員の給与の支給に関する規則)の一部を改正する規則

三重県人事委員会規則七・二(職員の給与の支給に関する規則)の一部を次のように改正する。

第十一条を次のように改める。

第十一条 削除

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

三重県人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和二十九年三重県条例第六十七号)の規定に基づき、三重県人事委員会規則七・一五(農林漁業改良普及手当に関する規則)の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十六年十二月二十日

三重県人事委員会委員長 渡 辺 八 尋

三重県人事委員会規則七・一五(農林漁業改良普及手当に関する規則)の一部を改正する規則

三重県人事委員会規則七・一五(農林漁業改良普及手当に関する規則)の一部を次のように改正する。

第二条中「第二十条の第二項」を「第二十条第一項」に改め、同条第一号中「第二十条の第二項第一号」を「第二十条第二項第一号」に改め、同条第二号中「第二十条の第二項第二号」を「第二十条第二項第二号」に改める。

第三条中「第二十条の第二項第一号」を「第二十条第二項第一号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

三重県人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和二十九年三重県条例第六十七号)及び職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(昭和四十五年三重県条例第四十号)の規定に基づき、三重県人事委員会規則七・三〇(職員の特地勤務手当等に関する規則)の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十六年十二月二十日

三重県人事委員会委員長 渡 辺 八 尋

三重県人事委員会規則七・三〇(職員の特地勤務手当等に関する規則)の一部を改正する規則

三重県人事委員会規則七・三〇(職員の特地勤務手当等に関する規則)の一部を次のように改正する。

別表第一中「飯南郡飯高町大字波瀬」を「松阪市飯高町波瀬」に改める。

別表第二中「飯南郡飯高町大字七日市」を「松阪市飯高町七日市」に改める。

附 則

この規則は、平成十七年一月一日から施行する。

三重県人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和二十九年三重県条例第六十七号)の規定に基づき、三重県人事委員会規則七・五八(平成十五年十二月に支給する期末手当の特例措置に関する規則)を廃止する規則をここに公布します。

平成十六年十二月二十日

三重県人事委員会委員長 渡 辺 八 尋

三重県人事委員会規則七・五八(平成十五年十二月に支給する期末手当の特例措置に関する規則)を廃止する規則

三重県人事委員会規則七・五八(平成十五年十二月に支給する期末手当の特例措置に関する規則)は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十六年十二月二十日

三重県人事委員会委員長 渡 辺 八 尋
三重県教育委員会委員長 竹 下 讓

三重県人事委員会規則 第四号
三重県教育委員会規則 第四号

公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和三十年三重県人事委員会規則 第二号）の一部を次のように改正する。
第五号第一項第四号中「第二十五条の二」を「第二十五条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十六年十二月二十日

三重県人事委員会委員長 渡 辺 八 尋
三重県教育委員会委員長 竹 下 讓

三重県人事委員会規則 第五号
三重県教育委員会規則 第五号

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則（昭和三十年三重県人事委員会規則 第四号）の一部を次のように改正する。
第十六条を削り、第十六条の第二項中「第二十五条の第二項」を「第二十五条第一項」に改め、同条第二項中「第二十五条の第二項」を「第二十五条第二項」に改め、同条を第十六条とする。

第十六条の第三項中「第二十五条の第三項」を「第二十五条の第二項」に、「第二十五条の二」を「第二十五条」に改め、同条第二項中「第二十五条の第三項」を「第二十五条の第二項」に改め、同条第三項中「第二十五条の第三項」を「第二十五条の第二項」に改め、同条第四項中「第二十五条の第三項」を「第二十五条の第二項」に改め、同条を第十六条の二とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十六年十二月二十日

三重県人事委員会委員長 渡 辺 八 尋
三重県教育委員会委員長 竹 下 讓

三重県人事委員会規則 第六号
三重県教育委員会規則 第六号

公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和五十年三重県人事委員会規則 第十号）の一部を改正する規則

のように改正する。

第一条中「第二十五条の四」を「第二十五条の三」に改める。

第二条中「第二十五条の四第三項」を「第二十五条の三第三項」に改める。

第三条第一号及び第二号中「第二十五条の四第一項」を「第二十五条の三第一項」に改め、同条第四号中「第二十五条の二」を「第二十五条」に、「第二十五条の三第一項」を「第二十五条の二第一項」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、平成十五年十二月に支給する公立学校職員の期末手当の特例措置に関する規則を廃止する規則をここに公布します。

平成十六年十二月二十日

三重県人事委員会委員長 渡 辺 八 尋
三重県教育委員会委員長 竹 下 謙

三重県人事委員会規則 第七号 三重県教育委員会規則

平成十五年十二月に支給する公立学校職員の期末手当の特例措置に関する規則を廃止する規則

平成十五年十二月に支給する公立学校職員の期末手当の特例措置に関する規則（平成十五年 三重県人事委員会規則 第三号）は、廃止する。

規則 第三号）は、廃止する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

毎週火、金曜日発行

購読料（送料並びに消費税及び地方消費税含む。）

1 箇月 3,000円
1 箇年 36,000円

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。
<http://www.pref.mie.jp/>

平成16年12月20日発行

津市広明町13番地

三重県

印刷・販売 伊藤印刷株式会社

〒514-0027 三重県津市大門32-13
TEL 059-226-2545 FAX 059-223-2862